

ア 検討その1（西宮市）

西宮市が提案した費用負担に関する考え方は、次のとおりです。なお、以下の内容は、第11回検討会議終了時点でのものであり、第12回検討会議において、新たな提案がなされています。

【第12回検討会議資料より】

3 費用負担についての両市の考え方

(1) 検討その1（西宮市からの提案）

（第8回検討会議以降の提案整理）

① 効果額の均衡

ア 考え方

- ・単独整備と比較して、両市の削減効果率が同じになるような負担割合とする。
 （削減効果額 ⇒ 西宮市：芦屋市 = 6：4）
- ・「均等割」の導入に替えて金額移行も可とする。

イ 方法

- ・施設建設費 … 処理能力割に均等割を併用する
- ・施設運営費 … 全量ごみ量割を基本とする

ウ 課題

- ・施設建設費の負担の公平性、広域施設を設置し、委託市のごみ処理の引き受けに伴う環境負荷や受託市の処理責任等も考慮し、均等割率の検討が必要。
- ・施設建設費の負担割合の調整（均等割の設定）のみで効果額の均衡化が図れない場合、例えば、施設運営費の負担割合の調整（均等割の併用）や、人口割（人口一人当たりの費用負担額の調整）の併用などの検討も必要。

6

② 効果額の活用

- ・基本的には、均衡化を図ることにより両市に配分される効果額は、それぞれでの活用を考えるべき。
- ・ただし、効果額は、広域化により得られるものであることを踏まえれば、広域化を契機に、両市が連携すべきごみ処理や、環境学習や環境課題等について、定期的に議論できるような仕組み（協議の場）を設ける。
- ・将来、ごみ処理や環境課題等について連携して新しい取組（施策）を行う場合は、費用負担のあり方等を含め、あらためて協議を行う。

【具体例】

- ・費用の負担割合（西宮市：芦屋市）
 建設費 ⇒ 均等割（1:1）33%、処理能力割（3:1）67%
 運営費 ⇒ 均等割（1:1）58%、処理量割（3:1）42%

市	西宮市	芦屋市
処理量割	37億	93億
均衡の手法	「均等割」を導入	金額の移行も可
効果額	80億	50億

・効果

両市の削減効果率 建設費▲約18%、運営費▲約30%

両市で削減された費用（=両市の効果額）を新たな取組の財源とする。

- ・一人当たりの負担額 広域処理 西宮市 97,138円 芦屋市144,915円
 単独整備 西宮市131,098円 芦屋市196,780円

7

イ 検討その2（芦屋市）

芦屋市が提案した費用負担に関する考え方は、次のとおりです。

【第12回検討会議資料より】

（2）検討その2（芦屋市からの提案） （第8回検討会議以降の提案整理）

① 効果額の均衡

- 単独整備と比較して、両市の削減効果額が同じになるような負担割合とする。
（削減効果額 ⇒ 西宮市：芦屋市 = 5：5）
- 処理能力量（ごみ処理量）割（西宮市：芦屋市 = 3：1）で負担割合を定める。
- 両市の削減効果額を同じにするため、28億円（両市の効果額の差57億円の1/2）を芦屋市から西宮市へ移動する。

市	西宮市	芦屋市
効果額内訳	37億円	93億円

芦屋市の効果額28億円を西宮市に移行すると共に効果額の活用を図る。

効果額を均衡にする

市	西宮市	芦屋市
効果額内訳	65億円	65億円

- 一人当たりの負担額 広域処理 西宮市103,625円 芦屋市128,869円
 単独整備 西宮市131,098円 芦屋市196,780円

8

② 効果額の活用

市	西宮市		芦屋市	
内容	37億円 【3】	28億円 【1】	43億円 【2】	22億円 【3】

【1】の内容

- ①活用：循環型社会形成の推進に資する環境の創造及び環境学習の促進など，地球環境問題にも通じる取り組みを行うことにより，持続可能な社会の構築に寄与すると共に，ごみ処理を引き受ける施設に対する環境保全に取り組む。
- ②必要性：(1)近年のごみや環境を取り巻く社会情勢を鑑み，環境全般への取り組みが求められる。
 (2) ごみ処理を引き受ける施設（広域処理施設）への配慮

③事業費：28億円

④実施方法：基金創設，協議体の設置等が考えられる。

【2】の内容

- ①活用：広域処理施設にごみを搬入するための中継施設等の設置と運営
- ②必要性：広域化を実現するための中継施設等の設置・運営費用の財源の捻出
- ③事業費：43億円
- ④実施方法：積替施設，その他プラ中間処理施設等の建設と運営

【3】経費の削減等

9

ウ 両市の費用負担の考え方の比較

第11回検討会議終了時点での両市の費用負担の考え方とそれに対する意見については、次のとおりです。

【第12回検討会議資料より】

(3) 両市の考え方の比較			
具体案 (区分)	費用負担の考え方		左記の考え方に対する意見
	効果額の均衡を図る	効果額の活用を図る	
検討その1 (西宮市)	<p>■考え方 単独整備と比較して、《削減効果率》が同じになるような費用負担とする。 【効果額＝6：4】</p> <p>■方法 ・ごみ排出量（処理量）割に「均等割」を導入して負担割合を定める。 （導入率33%、58%） ・金額の移動も可とする。</p>	<p>■考え方 ・基本的に各市で活用を検討。 ・ただし、将来環境課題等について、両市が連携して新しい取組を行う場合は、費用負担等を改めて協議。</p> <p>■方法 環境課題や環境学習等について、定期的に議論する仕組み（協議の場）を設ける。</p>	<p>■事例で示されている均等割率の導入割合は、第3回検討会議で検討した他の広域処理団体の事例（最頻値：建設費で10%）からかけ離れたものであり、市民への説明が困難。</p> <p>■効果額（130億円）を分け合って終わるだけでは、両市で確認した費用負担の考え方（「効果額を両市全体のものとして捉える」）に反する。</p>
検討その2 (芦屋市)	<p>■考え方 単独整備と比較して、《削減効果額》が同じになるような費用負担とする。 【効果額＝5：5】</p> <p>■方法 ごみ排出量（処理量）割で負担割合を定めるとともに、削減効果額を同額にするため、28億円を芦屋市から西宮市へ移動。</p>	<p>■考え方 ・地球環境問題にも通じる取組を行うことにより、持続可能な社会の構築に寄与する。 ・ごみ処理を引き受ける施設に対する環境保全に取り組む。 ・広域処理に必要な中継施設等の設置及び運営に活用。</p> <p>■方法 芦屋市から西宮市へ移動する28億円を事業費とし、基金の創設や、協議体の設置等が考えられる。</p>	<p>■芦屋市から西宮市に移動する金額（28億円）については、効果額を均等にするためのものであり、その活用方法は西宮市が決定すべき。（基金の創設や、協議体を設けて両市で活用を検討することは、効果額の均衡にはならない。）</p> <p>■広域化を契機に、両市の連携により新たな取組を行う際は、改めて協議を行い、両市が効果額の中から費用を負担し合って実施すべき。</p>

(5) 焼却施設の広域化に係る費用負担の検討結果

ア 第12回検討会議（最終回）の検討項目

- ・検討項目としては、①効果額の均衡、②効果額の活用に加え、これまで具体的な検討までは行っていなかった③電力の取扱いを含めた3点について検討を行いました。

【第12回検討会議資料より】

(2) 本日の検討項目

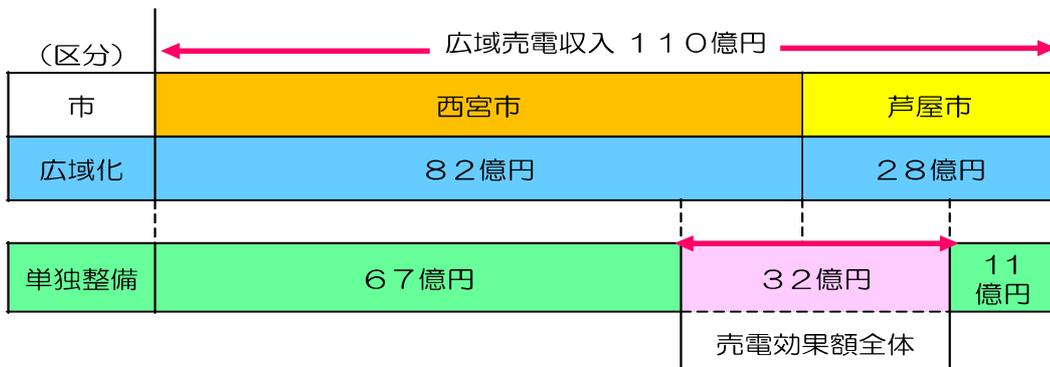
- ①「効果額の均衡」をどのように考えるか。
 - ・西宮市：削減効果率を同じにする。(効果額 → 西宮市：芦屋市 = 6：4)
 - ・芦屋市：削減効果額を同じにする。(効果額 → 西宮市：芦屋市 = 5：5)
- ②「効果額の活用」をどのように考えるか。
 - ・西宮市：それぞれが活用する。ただし、環境課題や環境学習等について定期的に議論する仕組み（協議の場）を設ける。新たな取組を行う場合には、費用負担等を改めて協議する。（効果額のうちから両市が負担）
 - ・芦屋市：芦屋市から西宮市に移動する28億円について、両市で検討し、持続可能な社会構築の寄与、焼却施設の環境保全に活用する。芦屋市の効果額（65億円）の一部は、中継施設等の整備・運営に活用する。

13

③ 電力の取扱いをどのように考えるか。

(参考) 広域処理の売電収入（20年間）

- ◆上段：ごみ排出量（処理量）割とした場合の両市の配分
- ◆下段：両市が単独で整備した場合の売電額



14

イ 第12回検討会議での両市の提案及び意見

- ・西宮市からは、効果額の均衡についての新たな提案及び電力の配分について提案がありました。
- ・芦屋市からは、効果額の均衡についての再確認及び電力の協議の仕方について新たな提案がありました。

(ア) 西宮市の提案とそれに対する芦屋市の意見

両市の提案及び意見について

検討項目

- ①効果額の均衡について ②効果額の活用について ③電力の取扱いについて

(1) 西宮市の提案

区分	内容	対する芦屋市の意見
① 効果額の均衡	<ul style="list-style-type: none"> ■効果額の比を6：4から5：5とする。《見直し》 ■均衡の方法は、運営費の均等割率を見直す。 (建設費 均等割33%、処理能力割67%) 運営費 均等割 58% → 33% ごみ処理量割 42% → 67% 	<ul style="list-style-type: none"> ◆効果額の比は5：5より西宮市に若干多くすることも可能。 ◆均等割については、必ずしも最頻値（建設費で10%）にこだわるものではないが、著しく高い率を適用するには合理的な理由が必要。効果額から逆算することは合理的な理由とは言えない。
② 効果額の活用	<ul style="list-style-type: none"> ■環境課題や環境学習などについて、定期的な協議の場を設置する。 ■両市で確認した費用負担の考え方（効果額を両全体のものとし、活用を図る）を踏まえ、両市で環境への取組を行う場合は、効果額全体（130億円）の中から両市が負担し合っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆環境施策に資することを前提として、効果額均衡のため28億の追加負担を判断した。 ◆130億円の効果額（あくまで試算結果）の均衡のために負担する28億円は、予算計上の必要があるため、用途は明らかでなければならない。
③ 電力の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ■売電収入のうち、両市が単独整備でも確保できる収入分は、それぞれ各市に配分する。 ■広域化による効果分（20年で32億円）は、ごみ処理を行う側の環境負荷や処理責任に対する配慮として、西宮市へ配分する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆これまで検討されておらず、また、現在の環境問題をめぐる情勢の変化の中では、別途協議すべき。

(イ) 芦屋市の提案とそれに対する西宮市の意見

両市の提案及び意見について

検討項目

①効果額の均衡について ②効果額の活用について ③電力の取扱いについて

(2) 芦屋市の提案

区分	内容	対する西宮市の意見
① 効果額の均衡	<ul style="list-style-type: none"> ◆効果額の比は5：5より西宮市に若干多くすることも可能。 ◆均衡の方法は、建設費、運営費は、それぞれ処理能力割又はごみ処理量割 ◆効果額の均衡を図るため、芦屋市から西宮市へ28億円を移行する。 	<ul style="list-style-type: none"> ■効果額の比を5：5とする。《見直し》 ■均等割をどの程度導入するか基準はなく、それぞれの事情により判断すればよい。 ■移行する28億円が固定金額であれば（精算しないのであれば）均衡化できているか不明であり、受け入れられない。費用負担は計算式で行いたい。
② 効果額の活用	<ul style="list-style-type: none"> ◆西宮市に移行する28億円については、地球環境問題に通じる取組や広域処理施設に対する環境保全などに活用する。 ◆28億円を予算化するためには、その用途について、財政規律上、環境目的等への活用という大義名分が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ■均衡を図るために移行する金額について、その用途が制限されるのであれば、受け入れることは難しい。
③ 電力の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ◆現在の環境問題をめぐる情勢の変化の中では、別途協議の必要性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ■電力の取扱いは、検討会議で協議する事項の一つであると理解している。

ウ 第12回検討会議（最終回）の検討結果

- ・ 検討項目「①効果額の均衡」について、西宮市からは新たな提案と芦屋市からは均衡に幅を持たすことの再確認により、費用負担の割合（効果額の配分を概ね5：5とすること）については両市の意見は概ね一致することができました。しかしながら、均衡を図る方法（費用負担の方法）について、両市で意見の一致をみることはできませんでした。
- ・ 検討項目「②効果額の活用」について、効果額の均衡を図る方法についての考え方の違いから、両市で意見の一致をみることはできませんでした。
- ・ 検討項目「③電力の取扱い」について、西宮市からは売電収入の配分について、芦屋市からは、電力の活用の別途協議の必要性について、それぞれ提案がありましたが、議論するうえで十分な時間を確保することができず、両市で意見の一致をみることはできませんでした。
- ・ 施設整備のスケジュール上、第12回検討会議が最後の会議となることから、費用負担について両市の意見を一致させることは難しいものと判断しました。
- ・ したがって、検討会議の結論としては、これまで意見の一致をみた事項とともに、費用負担については両市の考え方を「両論併記」とし、両市の市長に報告することとしました。

まとめ

広域化による施設の集約化により、単独で施設を整備し運営するよりも、イニシャルコストやランニングコストの大幅な削減への期待のみならず、環境負荷の低減や廃棄物エネルギーのより効率的な回収などへの期待から、両市は広域化を進めるべきとの認識を共有しながら検討を進めてきました。

広域処理施設の設置場所や、広域処理の運営形態、ごみ運搬車両の集中や分別区分、収集形態の相違といったデメリットの解決策など、意見集約や整理できた項目もありますが、費用負担の課題については意見集約には至らず、両論併記となりました。

この検討会議では、トータルで意見集約には至りませんでした。しかしながら、検討の過程で、ごみの共同処理や施設の集約化について、その意義や必要性を共有できたものと考えています。また、広域化を契機に、両市で得ることができる新たな価値の創出を目指すという方向性も示されたところです。

本報告書を、今後の両市の環境行政の発展につながるよう、両市長に報告します。

以上

西宮市・芦屋市ごみ処理広域化検討会議設置要綱

(設置)

第1条 西宮市及び芦屋市（以下「両市」という。）におけるごみ処理事業の広域化の実現可能性について、基本的事項を整理し、所要の協議、検討を行うため、西宮市・芦屋市ごみ処理広域化検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(設置団体)

第2条 検討会議は、両市がこれを設置する。

(所掌事務)

第3条 検討会議は、次に掲げる事項について協議、及び検討を行い、両市の市長に報告する。

- (1) 両市のごみ処理広域化の実現可能性に関すること。
- (2) その他必要な事項

(組織)

第4条 検討会議は、別表第1に掲げる委員をもって組織する。

- 2 検討会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、検討会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長は会長をもって充てる。

- 2 会議は、委員のうち、5人以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ書面により委員が指名する者にその権限を委任することができる。
- 5 会長は、審議のため必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第6条 第3条に規定する所掌事務に関し、会議に提案する事項について協議又は調整するため、検討会議に作業部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会は、別表第2に掲げる委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長には西宮市環境局環境施設部施設整備課長を、副部会長には芦屋市市民生活部主幹（環境施設担当課長）をもって充てる。
- 4 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 部会の会議は、部会長が招集し、議長は部会長をもって充てる。

7 部会の会議は、委員のうち、4人以上の出席がなければ、開くことができない。

8 部会長は、部会の審議のため必要があると認めるときは、部会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
(会議等の公開)

第7条 検討会議及び部会の会議は、原則公開とする。ただし、会議内容が次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

(1) 西宮市情報公開条例（昭和62年西宮市条例第22号）及び芦屋市情報公開条例（平成14年芦屋市条例第15号）に規定する非公開情報が含まれる事項について審議等を行うとき。

(2) 会議を公開することにより、自由率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれる場合、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがある場合など、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合で、検討会議がその一部又は全部を公開しない旨の決定をしたとき。

(庶務)

第8条 検討会議の庶務は、西宮市環境局環境施設部施設整備課及び芦屋市市民生活部環境施設課において共同で処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月27日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、第3条の所掌事務を達成した日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

3 この要綱の施行の日以後に最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、両市の市長が招集する。

別表第1（第4条関係）

委員	西宮市	副市長（環境局を所管する者） 環境局長 環境局環境施設部長 環境局環境事業部長
	芦屋市	副市長 市民生活部長 市民生活部環境施設課長 市民生活部収集事業課長

別表第2（第6条関係）

委員	西宮市	環境局環境施設部施設整備課長 環境局環境事業部美化企画課長 環境局環境施設部参事（施設計画担当）
	芦屋市	市民生活部主幹（環境施設担当課長） 市民生活部環境施設課施設係長 市民生活部環境施設課主査